

平成21年度

江差町教育委員会に関する事務の管理・執行  
状況の点検・評価報告書

平成23年2月

江 差 町 教 育 委 員 会

## 教育委員会における教育行政に関する事務の管理・執行の状況の 点検・評価並びに町議会への報告と町民への公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部改正により、平成20年より教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

点検及び評価を行うに当たっては、「教育に関する学識経験を有する方の知見の活用を図る」ものとされ、点検・評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の指摘を受けて改善していくこととなります。

江差町教育委員会は、地教行法に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民の皆さまへの説明責任を果たすため、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成20～22年度）を基本にした平成21年度の基本方針及び重点目標の主な施策・事業について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する方々による「江差町教育委員会外部評価委員会」を設置し、同委員会から様々なご意見、ご指導をいただき、「平成21年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」として報告書にまとめたものです。

## 1. 点検・評価の義務付け

(点検・評価の義務付け)

- ・ 教育委員会は、毎年、学識経験を有する者の知見も活用しながら、自らの事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、町民に公表することが義務付けられました。※【地教行法第27条】

(教育委員会の対応)

- ・ これを受け、江差町教育委員会としては、前年度の活動状況について点検・評価を開始し、評価の実施に当たり、町内の有識者5名で構成される「江差町教育委員会外部評価委員会」から広く意見を聴取しました。(委員会設置要綱 別添)

※委嘱した外部評価委員

委員長	辻 裕樹	(学校教育関係者	:	南が丘小学校評議員)
副委員長	松崎 仁	(学校教育関係者	:	江差北小中学校評議員)
委員	能登 敏	(学校教育関係者	:	元江差町PTA連合会長)
委員	田畑奈央子	(社会教育関係者	:	文化協会)
委員	田畑千鶴子	(社会教育関係者	:	民生児童委員)

○会議開催月日	第1回	平成22年11月26日
	第2回	平成22年12月17日
	第3回	平成23年 1月28日
	第4回	平成23年 2月10日

## 2. 点検・評価の対象及び方法

(対象)

- ・ 江差町教育委員会が所管する事務事業（総務係、学校教育係、社会教育係、地域文化係、文化会館管理係、図書館係）すべてにおいて点検・評価の対象としました。

(方法)

- ・ それぞれの係が担当している事務事業ごとに施策評価シートを江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成20～22年度）と連携する形で作成

評価シート内容

- ・ 事業の内容、対象
- ・ 事業コスト（決算額）
- ・ 事業の評価 ①**必要性**～現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうか。  
②**経済・効率性**～事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費

で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価。

**③目的達成度**～目的の達成度を評価。

- ・評価 ～ 全体的な評価と課題
- ・事業の方向性 ～ 評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかの選択
- ・外部評価委員会の意見 ～ 客観的視点からの意見、助言

3. 点検・評価の活用方法

外部評価委員会の評価と意見及び住民の要望意見並びに教育委員会の自己評価・課題などについて、教育委員会は、今後の事務事業や教育推進計画に反映させるよう努めるものとする。

**※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は前条の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 江差町教育委員会外部評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、江差町教育委員会外部評価委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び第2項に基づく江差町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「評価等」という。）に関し、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、その客観性の確保を図るための意見を求めるため、江差町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 教育委員会が行った評価等の結果について、専門的視点から意見を述べること。

(2) 教育委員会が行う評価等の手法並びに事務・事業の改善又は充実策について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げる事項について取りまとめた結果を教育委員会に報告すること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、最初

に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開できるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課総務係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

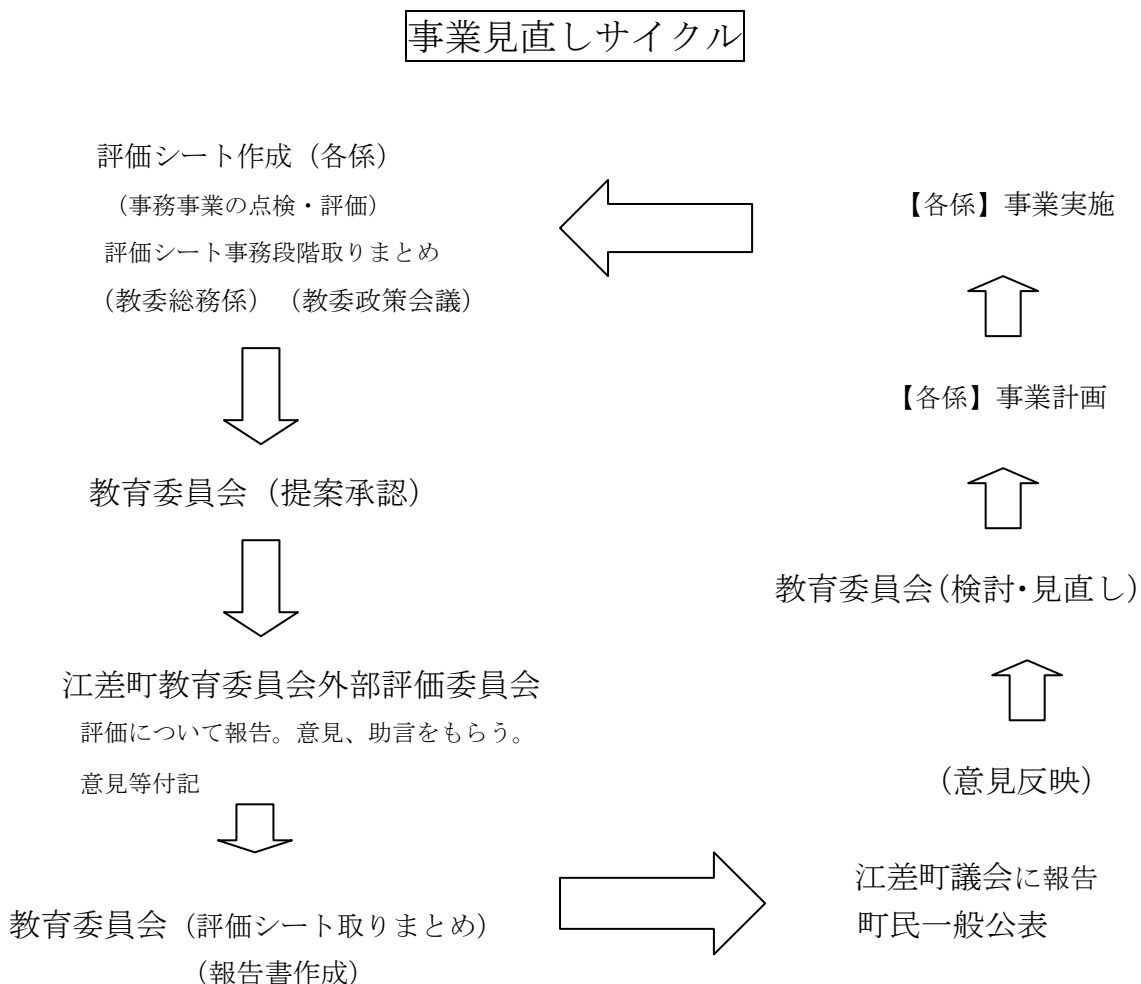
この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

## ●江差町教育委員会の点検・評価の流れ(概要図)

評価は各事業などについて、所管係が評価シートを作成することから始まり、教育委員会による評価を行います。この評価内容について、町民や学識経験者で構成された「江差町教育委員会外部評価委員会」にて評価内容の客観性の検証と改善に対する意見、助言等をいただくこととしています。

この外部評価を含めて、教育委員会として報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。

また、公表により町民のみなさんからいただく意見、要望も参考にして、今後の事業計画策定に反映し、これらのサイクルを毎年繰り返すことにより、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



## ■外部評価委員会の総合意見

この点検・評価の総合意見は、江差町教育委員会所管事業（平成21年度）について、教育長以下教育委員会生涯学習課職員から説明を受け、委員会内部での質疑・議論の上、取りまとめたものです。細分野の個別意見については、施策評価シート毎に記載してあります。

さて、事務事業の評価に関して学校教育分野や社会教育分野の傾向を総合的にまとめますと、町を取り巻く厳しい財政状況が反映され、「必要性」「経済性・効率性」にあつては、全事業ともしっかりした視点と状況把握がなされ取り進められており、町民にとっていずれも必要な事業であることと、経済性・効率性にあつては置かれている環境の中においては、十分な成果が得られたものと見受けられます。

「目的達成度」については、教育委員会が主体となる各事業については創意工夫し、実施しているところでありますが、一部の事業で参加者が少ないなどの課題もあるため、町民ニーズを的確に把握し、広報・周知の工夫をするなど改善の余地があると考えられ、事業ごとに課題を整理しながらより良い方向への検討を進めていくことを希望します。

また、従来からの教育委員会主導事業から、町民主導事業への移行や官民協働で実施していく事業への取組みも検討を進めてください。

以下、分野別には、特に平成21年度教育行政執行方針に着目しながらその評価について意見を述べることにします。

### 学校教育について

子供は、家庭・学校・地域の宝であり、「家庭の愛情で育てられ」「学校の学習・生活を通して磨かれ」「地域で鍛えられ光り輝く」という基本的な考え方で、未来の江差を担う「人づくり（江差っ子づくり）」を総合的に行っていこうということを、是非、家庭・地域・学校・教育行政が真の意味で一体一丸となり、今後でも取り組んでください。

ふるさと江差に愛着と誇りを持ったこどもを育てるため、江差追分や郷土芸能を学習活動に組み入れるほか小中9年間での文化財めぐり（ふるさと江差発見事業）など、江差の豊かな自然・文化・歴史・人材を生かした江差らしい特色ある教育活動を積極的に実施している点を高く評価します。

「知・徳・体・食」の四育のバランスの取れた教育を進めていくためには、家庭・学校・地域が連携し、それぞれの教育力を高めながら進めていくことが必要ですので「早寝・早起き・朝ごはん運動」などの具体的運動の提案・構築を検討してください。

近年、特別な支援を必要とする児童生徒が、特別支援学級や普通学級でも増加傾向にありますので、現在2校へ配置している特別支援教育支援員の必要性はますます高まってきておりますので円滑な学校・学級運営が行えるよう未配置校への配置など一層の充実を希望します。

新学習指導要領の改訂により、小学校では平成23年度より小学校5・6年生で英語教育が週1時間の必修化、中学校でも平成24年度から英語時数の増など、英語教育の充実が求められておりますので、以前配置していた英語指導助手（ALT）を再び配置し、英語教育の充実や国際理解教育の推進が図られることを期待します。

特色ある教育活動として北小・中学校で進めている小中一貫教育については、教員の理解を得た上で小・中学校の協同研究を後押しし、さらには、家庭・地域の理解・協力を得ながら小中9年間で地域の子供を育てるという高い目標設定の上に実施されておりますが、これが小中一貫教育という完成型はありませんので、より良い江差型の小中一貫教育を創出していくために一層の充実を図り、その成果については市街地の小中学校にも普及がされていき、江差町総体の小・中学校教育の向上が図られることを期待します。

昨今、いじめ・不登校などの問題はマスコミなどでも大きく報じられており、社会的に大きな問題となっておりますが、原因等はケースバイケースであり、特効薬はないものと推察されますが、事後の対策というよりはできるだけ起こさせない未然防止対策の徹底が必要と考えられますので、学校との連携のもと日常的な取り組みの充実を望みます。

町財政も厳しいなかにおいて、学校との連携のもと、児童生徒の知・徳・体の向上をはかるため、学力向上にはTTや習熟度別授業の導入、心の健康保持にはカウンセラー導入など様々な分野で、継続して国、道の制度を積極的に活用し取り入れていくことを期待します。

### **社会教育・スポーツ振興について**

社会教育は、江差町の豊かな自然、伝統文化の継承、歴史的背景に裏付けられた地域の連帯感といった「ふるさと江差」の魅力を再認識し、これらを将来的に継承していくために町民一人ひとりが生涯を通して学習活動を継続していくことで心豊かな生活が送れるとの基本的考え方で各種事業を実施している点について高く評価します。

特に親子や子供たちを対象とした「冒険王事業」「子どもスキーレッスン教室」「子ども水泳授業」などの事業や「江差追分・江差沖揚音頭・江差鮫踊り」など地域と学校との連携事業そして地域総ぐるみの取組みである江差町青少年健全育成会議を中心とした子どもの見守り活動などを積極的に取り組まれている

ことを評価します。

また、様々な機会に町民が積極的に参加、参画できるように支援協力する青少年の研修派遣事業への参加助成や、国際交流事業の継続などの充実について希望します。

各事業の参加者を増加させるなどの効果を生み出すため広報・宣伝活動のあり方及び充実などさらなる各事業の精査を行っていく必要があります。

昨今、児童生徒の体力低下が叫ばれているなか、従来の団体競技型スポーツから個人での健康増進型スポーツへとニーズが移行している中で町民一人一人が健康づくりをできるようなスポーツの普及活動とともに、スポーツ団体の育成や四季を通しての健康増進、体力向上の期待できるスポーツ振興事業のさらなる推進を期待します。

このような取組みにより運動公園を始めとする地域の社会教育施設のさらなる活用が図られることを望みます。

教育委員会主導型事業から町民が主体となる町民主導型事業や官民協働型事業の充実について検討されることを望みます。

#### **文化・芸術活動及び図書館活動について**

町民の芸術文化向上のために、文化会館を活用しての多種多様な文化活動に対し支援や機会の提供をされていることを評価します。

文化会館施設は建築後20年を経過し老朽化が進んでおり維持管理に苦慮されているものと思料しますが、できるだけ維持管理に努め、利用者に対するサービスの低下を招かないよう望みます。

文化財の保護・継承は、地域文化の振興や、地域学習の面からも江差ならではの重要な意義を有するものと思います。国・道・町指定の貴重な文化財の十分な維持管理と公開につとめ、児童生徒や町民の郷土への理解を深める活動を積極的に推進されることを望みます。

図書館活動については人づくり町づくりに繋がる情報の発信拠点である意識を持ちながら、地域的な図書や専門的図書購入も限りある予算の中で工夫され事業を推進されていることを評価します。

親子ともども幼児時から本に親しむ、ブックスタート事業は読書の習慣化と普及活動につながるものであり継続・充実を希望します。

図書館の蔵書確保のため、町民からの図書寄贈の受け入れの周知を検討しながら、さらなる図書館機能の充実と積極的に利用してもらう方策を検討願います。

最後に、江差町教育委員会は、活動の活性化に向けて積極的な取り組みを続

けていると言えます。

今後とも点検・評価を実施し、たゆまぬ教育行政の見直しを図り、これまで以上に地域の実情にあった取り組みにより、さらなる「教育の質の向上」を望みます。

## ■外部評価委員会の個別意見

外部評価委員会の個別評価・意見については、施策評価シート毎に記載

## 施設評価シート目次

教育委員会に係る事務	No. 1
教育委員会事務局に係る事務	No. 2
教職員住宅管理、スクールバス運行事務	No. 3
小学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 4
小学校の教育振興に係る事務	No. 5
江差中学校整備、スクールバスの運行事務	No. 6
中学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 7
中学校の教育振興に係る事務	No. 8
幼稚園に係る運営管理、事務	No. 9
奨学金の貸付事務	No. 10
江差の特色を生かした体験活動の推進・青少年健全育成のための安全安心な環境整備	No. 11
現代的課題に対する学習活動の拡充・地域住民が支えあう学びあう地域活動への参加	No. 12
青少年健全育成、安全安心なまちづくりの推進・親子の絆を深める子育て支援の充実	No. 13
図書館機能の向上・利用促進	No. 14
芸術文化の創作・発表機会の充実。芸術文化に親しむ機会の拡充・芸術文化環境の整備充実	No. 15
文化財の保存と伝承・博物館活動の充実	No. 16
生涯スポーツの推進・生涯スポーツの環境整備、充実	No. 17